

帯広市森林整備計画の変更について

1. 計画変更の趣旨

昨年度、北海道がトドマツの収穫量の目安となる地位区分の改正（国有林を除く）を行ったことに伴い、令和4年12月、北海道はトドマツの施業方法など地域森林計画の軽微な見直しを行った。市町村森林整備計画は、北海道が変更した地域森林計画に適合したものでなければならない（森林法第10条の5第4項）ことから、所要の変更を行うもの。

※ 北海道から変更計画を策定するよう指示あり（北海道全市町村が対象）

2. 計画の期間

現行の計画期間 2019（令和元）年度から2028（令和10）年度の10年間

計画の変更始期 2023（令和5）年4月1日

3. 変更箇所

（1）トドマツの施業方法

- ・ 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- ・ 標準的な主伐時期

（2）その他

- ・ 森林の区域の面積等修正